

社会貢献活動に係る地方別協議会実施報告における保護観察所からの意見概要

【論点１】「特別遵守事項で義務付けて実施する際の枠組みの在り方」に関する意見

○実施回数

- ・特別遵守事項による活動は３回でも効果がある。
- ・特別遵守事項による活動は５回が妥当である。ただし、就労者については、１～２回程度の実施であっても処遇効果は十分に見込まれる。
- ・実施回数は５回が妥当だが、個別の事情を考慮して３回～５回の範囲で設定しても良いのではないかと。
- ・生活行動指針又は同意に基づき参加している保護観察対象者については、５回でなくとも、当該対象者の状況に合った回数を設定すれば処遇効果が得られる。

○期間等

- ・中学生には、夏休み等の長期の休暇中に集中して実施する。
- ・保護観察開始当初は、就労中心の生活を送らせることで生活のリズムを整えさせ、ある程度余裕ができた頃に、社会貢献活動への参加を促した。

【論点２】「実施対象者選定の在り方」に関する意見

○社会貢献活動が必要であると認める保護観察対象者の類型

- ・社会との接点が少ない保護観察対象者（不登校の中学生、単身高齢者、無職者、ひきこもり、長期刑又は無期刑受刑者等）
- ・仕事に就けない更生保護施設入所者
- ・被害弁償を拒否されているが、弁償の意思はある保護観察対象者
- ・発達障害や軽度の知的障害・精神疾患のある者
- ・寂しさをまぎらわすことを目的として薬物、飲酒、ギャンブル等への依存傾向のある保護観察対象者

【論点３】「実施対象者に対する効果的な働き掛けの在り方」に関する意見

○働き掛けの工夫

- ・活動場所の施設職員等と事前協議した上で、当該施設利用者等から保護観察対象者に対して、ねぎらいの言葉を掛けてもらうという働き掛けが効果的だった。
- ・親子間で会話が少ないなどの場合、家族にも参加してもらった。
- ・自信が乏しかったり、対人関係を持つことが苦手だったりする保護観察対象者の活動に関し、同一の活動場所での実施を複数回行ったり、少人数での活動を実施したりすることにより、他の参加者となじめるよう工夫した。

○活動に当たっての工夫

- ・活動内容が単調にならないよう、活動内容や活動場所を毎回変えるなどの工夫をした。
- ・最初は、対人接触の少ない比較的単純な軽作業を行い、慣れてきた頃、対人接触のある活動等を組み合わせる工夫をした。

【論点4】「活動場所との連携の在り方」に関する意見

○活動場所との情報共有

- ・年間計画を作成することで、活動場所への事前の情報提供，協力者の確保，保護観察対象者への動機付け等，社会貢献活動が円滑に実施できるよう工夫した。

○保護観察対象者の個人情報の取扱い

- ・保護観察対象者の自宅に比較的近い活動場所である場合，知り合いと顔を合わせてしまうおそれがあり，個人情報の取扱いを慎重にする必要があると感じた。

【運用上の課題】

○社会貢献活動の履行

- ・就労と社会貢献活動への参加の両立が困難である。
- ・不規則な生活や家族関係の改善など，社会貢献活動への参加以前の問題がある保護観察対象者もいる。

○社会貢献活動の効果

- ・社会貢献活動には問題はなかったが，保護観察対象者の態度に顕著な変化は認められず，どの程度効果があったのかは分からない。
- ・振り返りシートの記載を見ると，毎回ほぼ変化のない記載となっており，本人の社会貢献活動に対する気持ちをより丁寧に聞き取るなどの工夫が必要であったと思われる。
- ・対人関係が不得手な保護観察対象者が，活動を重ねるうちに他の参加者等と積極的にコミュニケーションをとれるようになったものの，最終的に再非行に至った。

○活動場所の選定

- ・同一の活動場所での活動を複数回行うことで，保護観察対象者が作業に飽きてしまう。
- ・特に交通機関が発達していない地域や土地が広い地域では，活動場所への移動が負担になってしまう。
- ・保護観察対象者への処遇効果よりも，活動場所の都合を優先せざるを得ない場合がある。
- ・対人関係が不得手な保護観察対象者について，社会性の向上を目的に養護老人ホームでの活動を計画したが，初回活動後，当該対象者から「対人の活動はつらい」との申出があったことから，使用済みの切手整理活動や清掃活動に変更した。
- ・福祉施設での活動に参加した保護観察対象者から，当該施設の利用者と接することに拒否感を覚え，活動場所の変更を申出があったが，検討の結果，活動場所の変更はしなかった。当該対象者は，遅刻や欠席をすることなく参加し続けたが，消極的な活動となってしまった。